職員の懲戒処分について

今般、当院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分を行いました。

このたびは、職員による不祥事により皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、再発防止策を講じて、これを徹底し、信頼回復に向けて、職員一同、全力で取り組んでまいります。

１　事案の概要

当院の看護師が、職員就業規則に反し、令和８年８月２５日から１０月２３日にかけて、佐世保市内の夜間の接客を伴う飲食店において、機構の許可を得ずに兼業を行ったもの。

なお、当該看護師は、令和８年１月２１日に飲酒運転に伴う対向車との接触事故を発生させたことにより、令和８年１０月２日付で「停職３月」の懲戒処分を受けている。

２　処分年月日

令和８年１１月１１日

３　処分内容

解雇

４　再発防止策

従来からコンプライアンス研修等を通じて職員による法令・規則違反等の防止等に努めてきたところであるが、今後、同種行為が行われないよう、各種会議やコンプライアンス研修等による注意喚起を徹底することなどにより、コンプライアンスの強化に努めることとする。

令和８年１１月１１日　　長崎労災病院